

# 令和4年度ひとり親世帯生活実態調査業務委託仕様書

## 1 業務目的

県内における母子世帯及び父子世帯（以下「ひとり親世帯」という。）の生活の状況や行政に対する要望等に係る調査の実施を通じて、より実態に即した福祉施策の推進を図ることを目的とする。

## 2 業務名称

令和4年度ひとり親世帯生活実態調査業務

## 3 業務概要

### (1) 調査対象世帯

県が無作為に抽出した、4,500世帯（母子世帯約3,000世帯、父子世帯約1,500世帯）のひとり親世帯

### (2) 調査項目及び内容

ひとり親世帯に係る「世帯状況」、「就労状況」、「生計状況」、「公的制度の利用状況」、「行政に対する要望等」及び「その他」。

### (3) 調査スケジュール

#### ① 調査の実施

令和4年11月初旬から中下旬

#### ② 調査結果の集計及び分析

令和4年11月中下旬から令和5年2月中下旬

#### ③ 調査結果の公表

令和5年3月中

## 4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 5 業務委託の内容

### (1) 調査票等の発送

- ・ 封筒及び宛名ラベルの規格については、提案の範疇とする。
- ・ 調査票等の送付先のデータについては、別途、県が提供する。
- ・ 調査対象世帯に送付する依頼文については、別途、県が提供する。
- ・ 調査票の内容については、別途、県が提供する。
- ・ 調査票等の印刷及び送付に係る費用については、受託者負担とする。なお、調査票等の枚数については、前回調査と同程度を想定しており、調査対象世帯に送付する依頼文が1枚、調査票が5枚（両面印刷）の合計6枚程度を見込んでいる。なお、調査方法によっては、紙媒体による調査票の送付が不要となる場合が想定されるため、調査票を紙媒体で送付するかについては、必要に応じて判断するものとする。ただし、調査票を紙媒体

で送付しない場合であっても、調査対象世帯に送付する依頼文については、紙媒体で送付するものとする。

## (2) 調査票等の回収

- ・ 調査への回答方法については、例えば、「郵送による回答」又は「オンラインによる回答」などが考えられるが、どのような回答方法とするかについては、提案の範疇とする。ただし、提案のあった回答方法が、「回答率の向上」及び「調査結果の効率的かつ正確な集計及び分析」にどのように寄与するのかという点を重視して、採点する。
- ・ 調査票の回収に係る費用については、受託者負担とする。

## (3) 調査結果の集計及び分析

### ① 集計

- ・ 設問ごとに単純集計を行うとともに、設問によってはクロス集計を行う。
- ・ クロス集計を行う設問については、別途、県が指示を行うが、平成29年度に実施した前回調査から変更のない設問については、前回調査の集計方法を踏襲する予定であるため、詳細については、前回調査の結果をまとめた「ひとり親世帯生活実態調査結果報告書（平成29年12月1日実施）（以下「前回報告書」という。）」を参考にすること。
- ・ 集計結果は表やグラフ等で分かりやすく表現する。なお、どのような表やグラフ等を用いるかについては、前回報告書を参考にすること。

### ② 分析

- ・ ①による集計に基づき、過去に行った調査結果との比較や考察を行う。なお、具体的にどのような分析を行うかについては、前回報告書を参考にすること。

## (4) 調査報告書の作成

- ・ 「(3) 調査結果の集計及び分析」の内容を調査報告書としてまとめる。なお、具体的にどのようにまとめるかについては、前回報告書を参考にすること。
- ・ 調査報告書は、紙媒体及び電子媒体のどちらも作成することとし、規格については、次のとおりとする。

### 【紙媒体】

用紙の大きさはA4用紙、用紙の向きは縦、印刷方法はカラー両面印刷、作成部数は7部とする。

### 【電子媒体】

記録媒体はCD-ROM、作成数は2枚とする。

## (5) その他、本業務の実施に当たって必要となる業務

## 6 成果品等の納入場所

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課（県防災庁舎5階）